

平成 28 年度 修士論文

民間団体によるホームレス及び生活困窮者への支援活動と行政
との協働に関する研究

首都大学東京大学院 都市環境科学研究科

都市システム科学域

15887412 朱嘉儀

指導教員 山本薫子

第1章 序論

- 1-1 研究背景
- 1-2 先行研究
- 1-3 用語の捉え方
- 1-4 研究目的
- 1-5 研究方法
- 1-6 研究の構成

第2章 調査地概要

- 2-1 地理的概要
- 2-2 新宿区の位置づけ

第3章 ホームレス支援策に基づく行政の取り組み

- 3-1 全国ホームレスの数
- 3-2 国の政策
- 3-3 東京都におけるホームレス支援策に基づく行政の取り組み

第4章 新宿区におけるホームレス支援策の取り組み

- 4-1 新宿区ホームレスの自立支援等に関する推進計画
 - 4-1-1 新宿区におけるホームレスの現状
 - 4-1-2 新宿区の取り組み
- 4-2 新宿区区役所へのインタビュー調査

第5章 新宿区における民間支援団体の活動

- 5-1 東京都における民間支援団体の取り組み
- 5-2 自立生活サポートセンター：もやい
 - 5-2-1 組織概要
 - 5-2-2 事業内容

- 5-2-3 もやい支援事業の分類
- 5-3 交流サロン「こもれび荘」への調査
- 5-4 もやいへのインタビュー
- 5-5 新宿ご飯プラスの支援活動
 - 5-5-1 事業内容
 - 5-5-2 参与観察の報告
 - 5-5-3 インタビュー調査のまとめ
 - 5-5-4 考察
 - 5-5-5 ふとんで年越しプロジェクト

第6章 まとめ

- 6-1 各章のまとめ
- 6-2 結論
- 6-3 今後の展開

第 1 章

序論

第1章 序論

1-1 研究背景

1990年代のバブル崩壊後に、日本では多くの人々がホームレスになった。1993年頃から、新宿駅西口地下通路においてはホームレスのダンボールハウスが林立し始めた(稲葉 2009)。1997年の8月16日の朝日新聞に、ホームレスの急増も報じられている。新宿福祉事務所における住所不定者の相談が、1993年度から1996年度まで約27倍増加していることが指摘されている。

そして、1999年2月に内閣内政審議室、労働、厚生、建設、自治、警察の各省庁と関係地方公共団体(東京都、東京都新宿区、川崎市、名古屋市、大阪市、横浜市)は、「ホームレス問題連絡会議」を結成する。「ホームレス問題連絡会議」は「ホームレス問題に関する当面の対応策について」を発表した。2002年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別支援法」が制定され、ホームレス自立支援施設やホームレス緊急一時宿泊施設といったホームレス対策事業が展開されるようになった(図1-1)。事業の内容は、ホームレスに無料でシェルター、食事、就職サポート、アパート入居サポートなどを提供するものである。

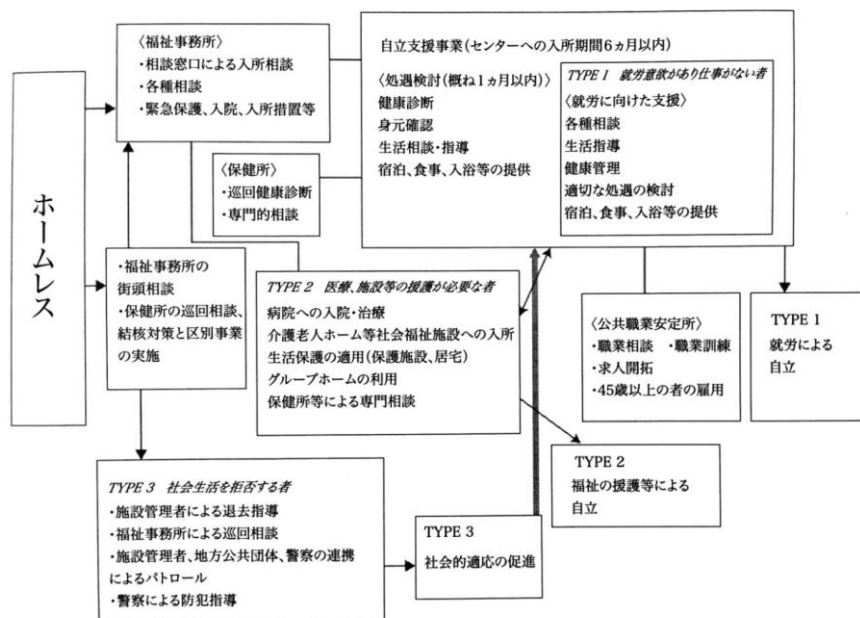


図1-1 ホームレス問題に対する当面の対応策のフローチャート¹

¹山北輝裕『路の上の仲間たち』 p5

一方で、全国で市民による民間各支援団体も路上の現場で炊き出し、夜回り、医療相談など様々な活動を展開し、路上でホームレスの生活をサポートしてきた。さらに、生活相談、アパート入居支援、中間施設の設立、生活保護申請の同行支援などを行っている団体もあり、行政による福祉制度に繋がるためのサポートもしている。福祉の制度をもっと活用するために、「ホームレスの自立の支援等に関する支援法」制定以前に活動を開始した民間支援団体は、ホームレスにより柔軟な支援策を行っている。

そして、厚生労働省が行ったホームレスの実態に関する全国調査によれば、2003年に全国のホームレス数は25,296人であったが、2016年においては全国でホームレス数は6,235人にまで減少した。しかし、路上生活から脱出したホームレスが大勢いる一方で、路上に残った人もいるというのも事実である。2012年に行われた「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」によると、路上生活をしている人の中で、自立支援センター経験者は10.3%、シェルターを利用したことある人は18.5%である。つまり、ホームレス問題に対して、行政の力だけでは解決できない部分もあると考えられる。2010年の「厚生労働白書」では、生活保護受給者に対する支援について、行政だけでは対応できないので、NPO、社会福祉法人、ボランティア団体などの非営利組織と企業が協働を図ることを提示しているのである。（厚生労働白書2010）

このように、ホームレスを支援する民間団体の支援活動及び行政との協働の実態を明らかにするのは重大な意義があると考えられる。

本研究は東京都新宿区を調査対象地域として選定した。2014年に発表された「ホームレスの実態に関する全国調査結果について」（厚生労働省）で、東京都23区及び政令指定都市別のホームレス数を見ると、東京都23区のホームレス数は全国で二位の多さ（1,581人）である。また、東京都23区では2014年より206人減少しているが、この減少幅は全国で最も大きい。さらに、東京23区は支援団体の数も全国で一番多い。2015年プレ調査を行い、都内の複数の民間支援団体に確認した結果、23区のなかで新宿区は民間支援団体の数も多く、積極的に支援活動を行っている。新宿区を事例として、民間団体の支援活動に着目して、考察を行う。

1-2 先行研究

田中聡子（2011）は居宅保護によって地域生活を開始した生活困窮者に対して支援を行ってきた NPO 団体の活動を振り返り、生活困窮者に対する NPO 活動の意義と課題について言及していた。

山崎克明（2006）は北九州市における NPO 団体の事例をもとに「ホームレス自立支援の北九州方式」と称されるシステムの構築について考察した。

山北輝裕（2014）は野宿者支援に踏まえ、「当事者性」というポイントを着目し、就労自立ができた人と福祉に「依存」している野宿者という 2 類型の間には「依存する自立」があることを指摘し、そうした視点を通じて、支援活動に参加する野宿者について考察し、「当事者性」の協同的構築の可能性に言及した。

沖野充彦（2012）は自立支援法の 10 年に少しずつ変わったものはホームレス対策・困窮者対策の広がり、変わっていないものは施策から取り残された長期野宿層と対策の取り組みと指摘した。これからの課題としては、「社会的就労」「制度横断的な総合支援策」と「パーソナル・サポート」などを挙げられた。

ホームレス研究では、行政側の施策に関するもの（自立支援センター、地域生活移行事業など）や、生活保護に関することや、NPO 団体が行っている就労支援、入居支援、生活支援に関するものなど、様々な分野が研究されている。しかし、ホームレスおよび生活困窮者に対して、NPO 団体の支援活動と行政との協働の実態に関する研究は研究されていない。

1-3 用語の捉え方

・ホームレス

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（2002 年）における定義によれば、ホームレスとは、「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」を指している。渡辺（2010）は「この定義は、公共空間に露出しない不安定居住の人々(例えば、簡易宿所やサウナ、ビジネスホテル・建設現場を移動する人々、「ネットカフェ難民」等を取り扱わず、きわめて限定された人々を扱ったものである」と指摘している。つまり、特別措置法の定義による、「支援対象者

の「ホームレス」は「野宿者」、「路上生活者」を意味している。本論文のキーワードは「ホームレス」だけでなく、「生活困窮者」に対する支援も含める。

・生活困窮者

「生活困窮者自立支援法」(2015)では、生活困窮者を「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義している。要するに、路上で生活しているかどうかだけでなく、ネットカフェ難民など安定な住居を持たない人、いわゆるホームレス状態にある人など、生活に困っている人が対象になっている。

・協働

辞書では、「協働」とは異なる主体が何らかの目標を共有し、ともに力を合わせ活動することをいう。また、一般的な概念ではないが行政やNPOの現場で、パートナーシップのあり方を表現する概念として少しずつ普及がすすんでいる²。元々、協働の概念を最初に発案したのは、アメリカのインディアナ大学の政治学教授ヴィンセント・オストロムだといわれている。

日本における代表的な協働の定義の例としては、例えば、他の自治体に先駆けて協働の概念を導入した横浜市において、1999年に横浜市における市民活動との協働に関する基本方針(通称:横浜コード)が設けられている。その中で協働については、「公的サービスを担う異なる主体が、地域課題や社会的な課題を解決するために、相乗効果をあげながら、新たな仕組みや事業を創りだしたり、取り組むこと」としている³。

本研究では、ホームレス支援において、民間支援団体と行政との協働の実態について考察する。

² 「協働」

<http://d.hatena.ne.jp/keyword/%B6%A8%C6%AF>

³ 横浜コード

<http://www.city.yokohama.jp/me/shimin/tishin/npocode.html>

1-4 研究目的

本研究ではホームレスをめぐる問題に関して民間支援団体の支援活動及び行政との協働の実態を明らかにすることを目的としている。そして、それを明らかにするために次の2点を取り上げる。1点目は、国、東京都、特に新宿区におけるホームレスの現状と支援の仕組みを把握し、NPO 法人もやいを中心として民間支援団体の支援活動の内容を明らかにする。2点目は、それを踏まえ、行政と民間支援団体それぞれで行われている活動の相違点やホームレス支援の場でのそれぞれの役割や課題などを明らかにする。最終的には、民間支援団体と行政との協働の実態について考察する。

1-5 研究方法

研究対象に関する文献資料を調べ、統計データを分析することにより、国、東京都、新宿区におけるホームレスの実態、行政施策の内容、新宿区における民間団体の活動内容を把握した。

本研究では、インタビュー調査や参与観察調査を通じた質的データの取得、分析を行った。インタビュー調査では、新宿区生活福祉課の職員を通じて、新宿区が行っているホームレス支援活動などを把握した。さらに、民間支援団体の活動を把握するため、新宿区における NPO 法人もやいと関連団体の新宿ごはんプラスにそれぞれインタビュー調査を行った。

①新宿区生活福祉課へのインタビュー調査

実施日時：2016年11月21日（月） 15時—15時40分（約40分）

調査対象：福祉部-生活福祉課・保護担当課 相談支援係 藤掛様と職員2名

実施場所：東京都新宿区5丁目18-21 第二分庁舎 1階窓口

②NPO団体「もやい」へのインタビュー調査

実施日程：2016年7月29日（金） 11時—12時20分（1時間20分）

調査対象：もやい理事長 大西様

実施場所：もやい事務所（東京都新宿区）

③支援団体「新宿ごはんプラス」へのインタビュー調査

実施日時：2016年11月30日 19時30分ー20時30分 （1時間）

調査対象：新宿ごはんプラスのボランティア松山様（もやい理事でもある）

実施場所：カフェ（東京都新宿区）

まず、ホームレス支援活動全般を把握するため、プレ調査として見学や活動参加などの形で参与観察を行った。実施した対象は以下である。

①横浜市の自立支援施設はまかぜ（横浜市）

②池袋にあるNPO団体「てのはし」（豊島区）

③渋谷で活躍している団体「のじれん」（渋谷区）

④第32回 全国・地域寄せ場交流会

⑤新宿区にあるNPO団体「もやい」と関連団体「新宿ごはんプラス」（新宿区）

これらの現地調査を行い、それに加え、文献調査も同時に行い、ホームレス支援について全体の状況がある程度把握した上で、新宿区を調査地として選定した。

その後、新宿区にあるNPO団体「もやい」と関連団体「新宿ごはんプラス」に参与観察を行い、インタビュー調査も行った。

参与観察の参加状況は以下のようにまとめた。

表1-1 参与観察の実施時期と対象、主な活動内容

		調査方法	場所	調査日時	内容	
行政	横浜市ホームレス自立支援施設「はまかぜ」	見学		2014年10月24日	施設内部の見学	支援の流れの紹介
民間団体	のじれん	ボランティア活動	渋谷区宮下公園新階段下(明治通り沿い)	2015年6月10日 15時30分— 21時30分	炊き出し	夜回り
	NPO団体「てのはし」	ボランティア活動	池袋駅周辺	2015年6月24日から複数回 21:20—22:30	夜回り	
			東池袋中央公園	2015年6月27日から複数回 16:20—20:30	炊き出し(衣類配布、配食、片付け)	
	第32回 全国 地域・寄せ場交流会		国立オリンピック記念青少年総合センター	2015年9月12日—13日	パネルディスカッション 住まいの貧困について議論	
	NPO団体「もやい」	セミナー	もやい事務所(新宿区)	2015年7月11日 13時—15時	貧困問題にめぐ る講座	
		見学	こもればカフェ	2015年7月11日 15時—17時	交流サロンの紹介	
	新宿ごはんプラス	ボランティア活動	新宿区都庁前	2015年10月3日から 複数回 14時—	お弁当の配布 相談会	
		新宿中央公園の周辺及び新宿駅周辺	2016年11月30日 21時—22時	夜回り		

1-6 研究の構成

本研究の構成は、図 1-2 のようになっている。

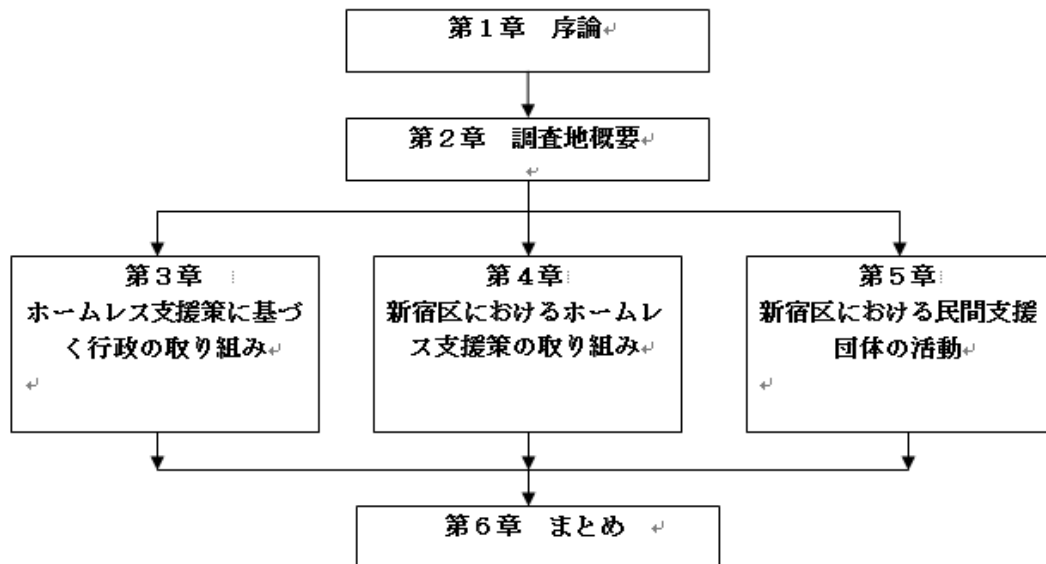


図 1-2 研究の構成

第 2 章

調査地概要

第2章 調査地概要

本章では、調査対象地域（新宿区）の地理的概要、歴史などを取り上げ、特に 1990 年代に新宿駅西口地下通路における「ダンボール村」に着目して考察した。

2-1 地理的概要

新宿区は、東京都に 23 存在する特別区の一つであり、23 区の中央やや西側に位置する。豊島区、千代田区、港区、中野区、文京区、渋谷区六つの特別区に隣接している（図 1-3）。面積は 18.23 平方キロ、人口は 339,188 人（2016 年 12 月時点）である⁴。



図 1-3 東京 23 区

(出典：東京都主税局ホームページ)

⁴新宿区ホームページ

https://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/index02_101.html (最終閲覧日：2016 年 12 月 18 日)



図 1-4 新宿区

(出典：google map)

2-2 新宿区の位置づけ

新宿区の歴史と由来は新宿区のホームページ⁵に基づく以下のようにまとめた。

現在の新宿区は 1947 年 3 月 15 日に、かつての四谷・牛込・淀橋区が統合して成立した。市街化が進むにつれ、この 4 町の人口が、1920 年と比較して 1930 年には 62%の伸びを示すようになり、市部と郡部の行政格差が目立つようになる。このため、市部併合運動が起こり、1932 年 10 月、前記 4 町が併合してできたのが、淀橋区である。このころになると新宿駅周辺は百貨店、映画館、劇場、カフェなどがひしめき、明治以降、山の手の繁華街として有名だった四谷、神楽坂にとって替わる一大繁華街に変ぼうを遂げていったのである。

1945 年 5 月から 8 月にかけての東京大空襲は新宿区の様相を一変させていた。戦前華やかだった新宿駅周辺、四谷、神楽坂、高田馬場も焼野原となり、大部分の地域が焼失してしまった。戦災前、旧 3 区の戸数は 6 万 3295 戸を数えていたが、戦時中の建物疎開や戦災で 5 万 6459 戸を失い、6836 戸を残すのみとなり、人口も戦前は約 40 万人

⁵新宿区ホームページ

https://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/index02_101.html (最終閲覧日：2016年12月18日)

近くあったが、終戦時には約7万8000人と減少した。

1947年3月に当時の四谷・牛込・淀橋の3区が統合し、新しい「新宿区」が誕生した。

そして、本研究の背景の中にも書かれたが、1993年頃から、新宿駅西口地下通路においてはホームレスのダンボールハウスが林立し始めた（稲葉 2009）。



図 1-5 「新宿ダンボール村」⁶

1997年の8月16日の朝日新聞に、ホームレスの急増も報じられている。新宿福祉事務所における住所不定者の相談が、1993年度から1996年度まで約27倍増加していることが指摘されている。

「新宿区第3期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」によると、新宿区のホームレス数は、東京都の「路上生活者概数調査」では、2004年8月に1,102人、東京23区で最多の状況だった。その後、支援の取組により漸減傾向が続き、2007年8月に一時的に増加したが、2015年1月には70人と東京23区で4番目、2015年8月の調

⁶出典：<https://www.amazon.co.jp/新宿ダンボール村—迫川尚子写真集1996—1998/dp/4925064762>（最終閲覧日：2017年1月2日）

査では 99 人となり、東京 23 区で 3 番目となっている（図 1-5）。（「新宿区第 3 期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」）

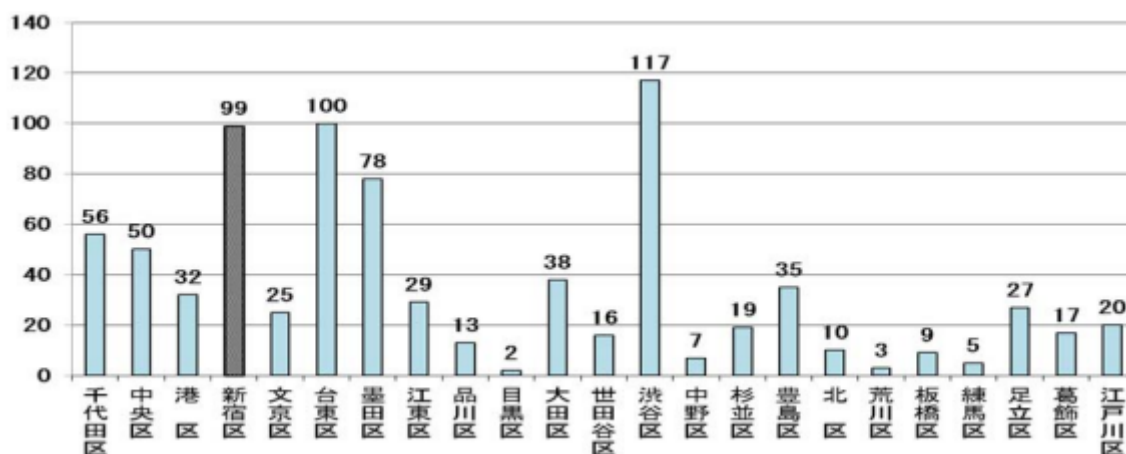


図 1-6 東京 23 区別のホームレス数（出典：2015 年 8 月「路上生活者概数調査」）

また、新宿区内のホームレス数の経年推移を見ると、新宿区内のホームレス数は、2015 年 8 月の路上生活者概数調査では 99 人で、ピークときであった 2004 年 8 月の 1,102 人と比べると 1,003 人 (91.0%) 減少した（「新宿区第 3 期 ホームレスの自立支援等に関する推進計画」）

表1-2 新宿区ホームレスの経年推移（出典：2015年8月「路上生活者概数調査」）

調査年	16年		17年		18年		19年		20年		21年	
調査月	2月	8月	2月	8月	2月	8月	2月	8月	1月	8月	1月	8月
東京23区全体	5,365	5,497	4,619	4,263	3,773	3,670	3,402	3,176	2,611	2,645	2,341	2,499
新宿区(A+B+C)	982	1,102	590	463	371	372	346	451	285	342	299	318
内(女性)	(6)	(25)	(8)	(9)	(10)	(7)	(9)	(9)	(10)	(5)	(7)	(4)
A 区内の都施設	519	585	376	228	206	205	194	255	162	200	162	149
内(戸山公園)	(213)	(238)	(80)	(159)	(105)	(99)	(106)	(142)	(64)	(131)	(103)	(81)
B 区内の駅施設	23	15	10	8	11	3	2	9	12	8	13	7
C 区立施設	440	502	204	227	154	164	150	187	111	134	124	162
区立公園	419	476	188	212	137	150	142	177	103	105	91	124
内(新宿中央公園)	(316)	(339)	(98)	(115)	(77)	(82)	(67)	(103)	(43)	(56)	(46)	(71)
区道等	21	26	16	15	17	14	8	9	8	29	33	38

調査年	22年		23年		24年		25年		26年		27年	
調査月	1月	8月	1月	8月	1月	8月	1月	8月	1月	8月	1月	8月
東京23区全体	2,055	1,901	1,677	1,583	1,437	1,246	1,117	1,057	955	914	778	807
新宿区(A+B+C)	286	258	226	232	187	155	162	120	121	102	70	99
内(女性)	(4)	(9)	(6)	(5)	(6)	(2)	(10)	(6)	(8)	(6)	(7)	(2)
A 区内の都施設	126	134	120	112	104	73	107	41	48	51	51	71
内(戸山公園)	(54)	(43)	(29)	(18)	(8)	(3)	(16)	(14)	(8)	(11)	(13)	(11)
B 区内の駅施設	6	9	11	4	6	2	4	1	7	2	4	2
C 区立施設	154	115	95	116	77	80	51	78	66	49	15	26
区立公園	104	87	72	85	54	62	45	57	52	44	9	19
内(新宿中央公園)	(63)	(39)	(36)	(67)	(46)	(49)	(23)	(35)	(35)	(32)	(4)	(0)
区道等	50	28	23	31	23	18	6	21	14	5	6	7

2015年8月時点で、東京23区全体のホームレス数は、807人で、2004年8月の5,497人と比較すると4,690人(85.3%)減少した。新宿区は、東京23区全体に比べると、減少率が大きいといえる(「新宿区第3期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」)。

また、新宿区における民間支援団体のうち「NPO法人もやい」は中心的に活躍している団体である。もやいは、ホームレスだけではなく、生活に困っている人々いわゆる生活困窮者も支援対象としていることが特徴である。さらに、もやいは他の団体と連携をし、政府への提言など行っている中核的な存在の支援団体である。

その故、もやいを中心として新宿区における民間団体の活動を考察する。

第3章

ホームレス支援策に基づく行政の取り組み

第3章 ホームレス支援策に基づく行政の取り組み

3-1 全国のホームレスの数

国は、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の制定を受けて、基本方針の策定のために「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」を、2003年2月、2007年1月及び2012年1月に実施している。

また、「ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)」は、2007年1月以降毎年同時期に実施している。

表 3-1 都道府県別のホームレスの数

(参照：2016年「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）結果について」)

都道府県名	2016年調査	2015年調査	増▲減
大阪府	1611	1657	▲46
東京都	1473	1498	▲25
神奈川県	1117	1204	▲87
愛知県	315	367	▲52
福岡県	300	294	6
全国	6235	6541	▲306

2016年調査でみると、ホームレス数は全国で6,235人となり、都道府県別では、大阪府が1,611人で最大、次いで東京都が1,473人、以下、神奈川県1,117人、愛知県315人、福岡県300人となり、青森県、奈良県、島根県を除く44都道府県でホームレスが確認されている。

3-2 国の政策

ホームレス支援を研究するには、まず国の政策を把握することが必要である。「ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第3次）」では、国のホームレス支援策を以下のようにまとめられている。

大都市を中心にホームレスが急増し、大きな社会問題化する中で、国は、東京や大阪をはじめとする自治体などからの法制度やそれに基づいた各種施策の確立等の強い要望を受け、ホームレス対策の検討に乗り出した。1999

年 2 月、内閣内政審議室及び厚生・労働・建設・自治・警察の 5 省庁と東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、川崎市及び新宿区で構成する「ホームレス問題連絡会議」が設置された。その後、国は 2000 年度に自立支援事業を新たに創設し、さらに、緊急一時宿泊施設の創設などを予算化した。

2002 年 8 月、ホームレスの自立の支援等に関する施策を総合的に推進するため「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行されました。この法律は、施策の目標、国及び地方公共団体の責務、基本方針及び実施計画の策定等について定めている。2012 年 6 月には、10 年間の時限法であった法の期限が 2017 年 8 月までさらに 5 年間延長された。

国は、この法律に基づき、2003 年 7 月に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を策定した。

3-3 東京都におけるホームレス支援策に基づく行政の取り組み

「ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第 1 次）」によると、ホームレス支援策として 2000 年から「路上生活者対策事業」を打ち出した。

1、「路上生活者対策事業」

2000 年 5 月、特別区長会は 23 区を 5 ブロックに分け、各ブロックごとに 1 か所ずつ、ホームレスの多い順に、5 年間の持ち回りで自立支援センターを設置することを承認した。つづいて、2001 年 8 月、東京都と特別区は「路上生活者対策事業実施大綱」を内容とする協定を締結した。

このことにより、ホームレスの社会復帰のための方策として、「緊急一時保護事業」「自立支援事業」「グループホーム事業」の 3 つのステップを通して、ホームレスそれぞれの実情に応じた一貫した自立支援システムを構築することとなった。（ホームレスの自立支援等に関する推進計画第 1 期 p 32）

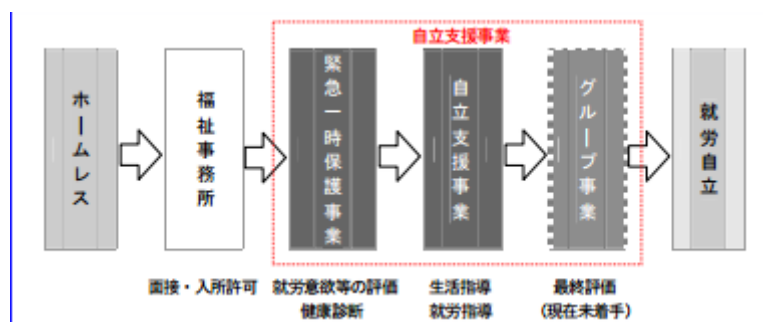


図 3-4 路上生活者対策事業イメージ図

(出典：ホームレスの自立支援等に関する推進計画第 1 期 p 32)

①「緊急一時保護事業」とは

第 1 ステップとして、2 3 区内に起居するホームレスを対象に、一時的に緊急一時保護センターに保護をし、心身の健康回復を図るとともに、自立支援センターへの入所など、意欲と能力に応じた支援計画を明らかにする評価（アセスメント）を実施する。

- 原則 1 か月以内の利用（必要に応じて 1 か月以内の延長可能）
- 健康診断、宿所・食事の提供、健康・生活相談、職業ガイダンス
- 5 施設定員 6 5 4 人新宿区利用施設『千代田寮』『大田寮』（2005 年）

また、次のステップの自立支援センターでの就労が困難と思われる人は、利用承諾した福祉事務所が今後の生活について処遇を検討する。

新宿区利用人数	新宿区入所率 ※	大田寮稼働率	全施設稼働率
251 人	58.6%	57.7%	59.5%

図 3-5 2004 年度の利用実績

(出典：ホームレスの自立支援等に関する推進計画第 1 期 p 33)

自立支援センター	保護施設	生活保護	居 宅	入 院
49.4%	0.9%	16.1%	0.7%	8.0%
期間満了	規則違反	任意・無断他	人数累計	
11.3%	1.1%	10.9%	9,475 人	

図 3-6 2004 年度の緊急一時保護センター退所者の状況

(出典：ホームレスの自立支援等に関する推進計画第 1 期 p 33)

②「自立支援事業」とは

第 2 ステップとして、自立支援センターが設置されている。就労意欲が高く、かつ心身の状態が就労に支障がないと認められる緊急一時保護センター利用者を対象にした事業である。

- 原則 2 か月以内の利用（必要に応じて 2 か月以内の延長可能）
- 宿所・食事の提供、生活・職業・住宅相談等
- 5 施設定員 354 人新宿区利用施設『中央寮』（2005 年）

新宿区利用人数	新宿区入所率	新宿寮稼働率 ※	全施設稼働率
113 人	88.4%	78.4%	82.2%

図 3-7 2004 年度の利用実績

(出典：ホームレスの自立支援等に関する推進計画第 1 期 p 34)

就労自立		就労自立の可能性無し	
住宅確保	住み込み	疾 病	自立困難
33.1%	17.9%	1.3%	12.0%
長期入院	規則違反	その他	人数累計
1.1%	11.7%	22.9%	5,394 人

図 3-8 2004 年度の自立支援センター退所者の状況

(出典：ホームレスの自立支援等に関する推進計画第 1 期 p 34)

③「グループホーム事業」とは

仕事が見つかり、自立支援センターを退所する人を対象にした最終段階（第3ステップ）の事業である。

この事業では、これから自立生活を始めようとする数人が、生活指導員とともに一定期間一緒に暮らして、しっかり社会復帰ができるよう支援される。

しかし、この事業は当時未着手の状況である。

また、2014年に公表された「ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第3次）」（東京都）によれば、自立支援システムは以下のようになった。

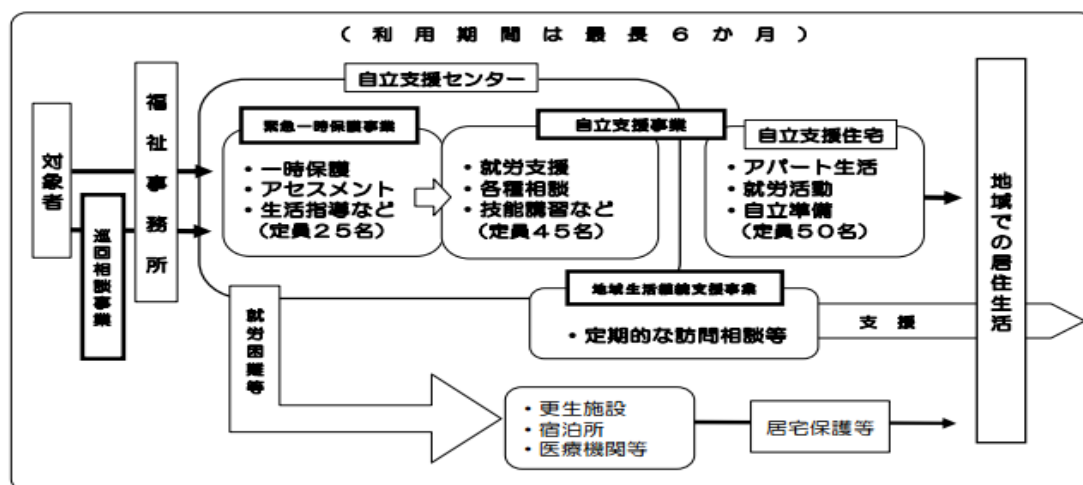


図 3-9 自立支援システム（ホームレスの自立支援等に関する推進計画第3期 p 23）

自立支援システムの支援の流れは、まずは巡回相談事業により、ホームレスは福祉事務所で相談を受けることである。就労意欲があり、働ける人と判断された場合は自立支援センターに入所することができる。就労困難などの場合は更生施設、宿泊所、医療機関などに入所、地域での生活は最終の目的である。自立支援センターに入所した人は、そこで就労支援、相談、技能講習などのサポートを受けて、仕事を見つけたら、アパートに転居します。地域生活支援事業により、最終の目的は同じ地域での生活である。

表3-2 東京都「ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第3次）」より

東京23区ホームレス対策の経緯		
1994年	2月	路上生活者対策・都区検討会設置
1995年	2月	「路上生活者概数調査」開始(都)
1998年	4月	路上生活者対策事業の要綱制定検討委員会設置
2000年	7月	都知事、23区長「路上生活者対策事業に係る都区協定書」締結 路上生活者対策事業実施大綱・要綱制定 (自立支援事業の開始、応急援護から自立支援へのシフト)
	11月	自立支援センター「台東寮」開設 自立支援センター「新宿寮」開設
2001年	3月	東京ホームレス白書発表(都)
	4月	自立支援センター「豊島寮」開設
	8月	都区共同の一貫した自立支援システムを構築
	11月	緊急一時保護センター「大田寮」開設
2002年	3月	自立支援センター「墨田寮」開設
	8月	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法施行(国)
2003年	3月	緊急一時保護センター「板橋寮」開設
	7月	ホームレスの自立の支援等に関する基本方針策定(国)
2004年	2月	「ホームレス地域生活移行支援事業」を都区共同で実施することを決定
	3月	緊急一時保護センター「江戸川寮」開設 自立支援センター「渋谷寮」開設
	6月	「ホームレス地域生活移行支援事業」開始
	7月	ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画策定(都)
2005年	2月	緊急一時保護センター「荒川寮」開設
	8月	緊急一時保護センター「千代田寮」開設(23区内に計10か所の施設設置完了)
	9月	「東京ホームレス就業支援事業推進協議会」の設置(行政・民間・NPO法人・都民等が 参画)
	10月	自立支援センター「中央寮」開設(「新宿寮」閉鎖) 自立支援センター「北寮」開設(「台東寮」閉鎖)
2006年	4月	都知事、23区長「路上生活者対策事業に係る都区協定書」改正 自立支援センター「杉並寮」開設(「豊島寮」閉鎖)
	11月	緊急一時保護センター「世田谷寮」開設(「大田寮」閉鎖)
2007年	2月	自立支援センター「葛飾寮」開設(「墨田寮」閉鎖)
	5月	東京ホームレス白書Ⅱ発表(都)
	8月	「路上生活者対策事業の再構築について」策定
2008年	3月	緊急一時保護センター「練馬寮」開設(「板橋寮」閉鎖)
	4月	都知事、23区長「路上生活者対策事業に係る都区協定書」改正
2009年	3月	緊急一時保護センター「江東寮」開設(「江戸川寮」閉鎖) 自立支援センター「品川寮」開設(「渋谷寮」閉鎖)
	4月	自立支援住宅をモデル事業として全ブロックで実施
	10月	ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画(第2次)策定(都)
	12月	「緊急一時宿泊事業」を開始。
2010年	1月	緊急一時保護センター「文京寮」開設(「荒川寮」閉鎖)
	8月	緊急一時保護センター「港寮」開設(「千代田寮」閉鎖)
	10月	緊急一時保護センター「港寮」及び「文京寮」が新型自立支 援センターに移行(「北寮」閉鎖)
2011年	3月	自立支援センター「中野寮」開設(23年4月「杉並寮」閉鎖)
	11月	自立支援センター「品川寮」が新型自立支援センターに移行 (「世田谷寮」閉鎖)
2012年	3月	緊急一時保護センター「江東寮」が新型自立支援センターに 移行(「葛飾寮」閉鎖)
	6月	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法を5年間延長(国)
2013年	2月	自立支援センター「中野寮」が新型自立支援センターに移行

第4章

新宿区におけるホームレス支援策の取 り組み

第4章 新宿区におけるホームレス支援策の取り組み

本章では、新宿区におけるホームレスの現状、支援策に基づく行政の取り組みを調べ、新宿区生活福祉課の職員へのインタビュー調査の結果を踏まえ、新宿区が行っているホームレス支援活動などを把握した。そして、行政の取り組みに NPO 等の民間支援団体が関わることで、行政側だけでは解決できない課題が判明すること、支援の現場に長年の経験を積んだ民間支援団体の力が必要だと言及した。

4-1 新宿区ホームレスの自立支援等に関する推進計画

新宿区は、乗降者数世界一の新宿駅や繁華街を抱え、流入するホームレスが大きな都市問題の一つとなっている。そこで、区は、2006年に第1期の「ホームレスの自立支援等に関する推進計画」を策定した。2010年には「第2期 推進計画」、2016年には「第3期 推進計画」として改定した。

特に、都区共同事業に加え、新宿区の独自事業として、「巡回相談事業」、「拠点相談事業（とまりぎ）」、「地域生活安定促進事業」など、NPO等の関係団体と連携して、ホームレス対策に取り組んでいる。

4-1-1 新宿区におけるホームレスの現状

新宿区のホームレス数は、東京都の「路上生活者概数調査」では、2004年8月に1,102人、東京23区で最多の状況だった。その後、支援の取組により漸減傾向が続き、2007年8月に一時的に増加したが、2015年1月には70人と東京23区で4番目、2015年8月の調査では99人となり、東京23区で3番目となっている。

一方、全国のホームレス概数は、国の2007年1月の「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）結果」では、全都道府県でホームレスが確認され、合計18,564人である。特別措置法に基づくホームレスの自立支援の取組を継続したことにより、2015年1月の「全国調査（概数調査）」では、44都道府県、合計6,541人までに減少している。

4-1-2 新宿区の取り組み

ホームレス支援に対する都区共同事業は第3章で紹介された。ここでは、新宿区の取り組みについて考察した。(新宿区ホームレスの自立支援等に関する推進計画第3期による)

1998年2月の新宿駅西口の「ダンボールハウス火災事故」を契機に、新宿区内に「暫定自立支援センター」を2か所設置し、ホームレスの応急援護に取り組んできた。その後、2000年に都区共同事業による「自立支援センター：新宿寮」の設置、2001年から15年にかけて「路上生活者実態調査」を行い、新宿区のホームレスの実態を把握した。

2006年2月には、「新宿区ホームレスの自立支援等に関する推進計画」を策定し、新たに「拠点相談所：とまりぎ」「自立支援ホーム」「訪問サポート：地域生活安定促進事業」を実施し、ホームレスの自立支援の取組を始めた。

2010年2月には、「第Ⅱ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」を策定し、八つの基本施策を行っている。そのうち、以下では民間団体と関連がある取り組みを中心に取り上げ、考察した。

1、「相談体制の機能強化」

新宿区は相談体制の一環として、2006年4月社団法人(2013年4月より公益社団法人)東京社会福祉士会に委託して、拠点相談所「とまりぎ」を開設した。

拠点相談所では、豊富な知識と経験を持つ社会福祉士による相談のほか、心理・借金・アルコール等に精通する各分野の専門家に依頼して、それぞれ専門相談を行っている。

表4-1を見ると、相談件数は減少傾向にあるが、1件当たりの相談時間は延びていることがわかった。また、平成26年度の相談種別から見ると、「その他(衣類、シャワー等)」について相談件数は一番多い、「病気」についての相談は2番目である。

表 4-1 相談件数（出典：ホームレスの自立支援等に関する推進計画第3期 p 20）

相談種別	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活保護	556	445	350	381	323	218
病気	1,895	1,563	1,487	1,554	1,044	1,062
※自立支援センター	896	494	429	358	288	220
年金	173	105	116	90	55	66
借金	112	67	37	46	25	13
法律	81	37	27	43	26	31
就労	2,358	1,163	1,432	1,230	896	628
住宅	101	58	79	42	42	25
その他(衣類・シャワー等)	8,725	6,788	6,228	5,398	3,761	3,161
延べ相談者数（注）	10,191	7,674	6,646	5,727	3,971	3,235
1件当たりの相談時間	26.0分	29.2分	32.6分	36.7分	36.8分	40.4分
病院等への同行（回）	198回	214回	206回	196回	78回	71回
巡回相談（回）	19回	27回	18回	38回	181回	121回

(注) 一人が複数の相談を受けているため、延べ相談者数は縦列の合計数と一致しない。

※自立支援センター：都区共同による自立支援センターの入所等に関する相談

次はアパート生活後の相談について、新宿区ならではの訪問サポート事業を考察した。新宿区職員からもらった資料による、訪問サポートは2007年度より社会福祉法人特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団に委託された新宿区独自の事業である。利用者び地域社会で安定した自立生活を送るために、専任の訪問相談員が居宅訪問、電話相談、同行などの支援を行う(ケースワーク業務の補完)。その中、転宅支援、定着支援、継続支援という三つの支援があり、すべての係から依頼可能となっているが、定着支援が支援の大半を占めるため、施設援護係からの依頼が主となっている。

また、ケースワーカーが利用対象者を決定(対象者本人に事業内容を説明の上、同意が必要)し、利用依頼書を訪問相談員に提出し支援が始まる。

訪問相談員は現在、3名が配置されて、全体での利用者数は年間約300ケース程度で

ある。利用期間は概ね3～6ヶ月である。延長は可能だが、永続的な利用はできないのである。

訪問相談員による3ステップサポートは、まずは転居支援である。これは、住民登録手続き、アパート探しや契約時の同行、転宅時の家具等の購入などをサポートするのである。ステップ2とは、定着支援である。約三ヶ月で、毎月1回、計3回程度居宅訪問を行い、生活実態を把握する。また、継続支援として延長することも可能である。

ステップ3とは、継続支援(概ね6ヶ月)である。安定した地域生活継続のための相談助言や利用者の目的達成のために必要な各種社会資源へつながる支援を行う。

4-2 新宿区区役所へのインタビュー調査

文献調査を踏まえて、ホームレス支援に対する行政と民間団体の協働について把握しにくいため、2016年11月21日に新宿区生活福祉課の職員にヒアリング調査を行い、新宿区の取り組みについて改めて考察した。

・インタビュー調査

日時：2016年11月21日（月） 15時—

場所：東京都新宿区5丁目18-21 第二分庁舎 1階窓口

対象：福祉部-生活福祉課・保護担当課 相談支援係 Fさんと職員2名

(1) 新型自立支援センター

新型自立支援センターの運営現状、利用者への支援という質問に対して、職員はこう答えた。

「東京23区を五つのブロックを分けて、ブロックごとに一つの新型自立支援センターがあります。新宿は今新宿寮を利用しています。

利用者への支援の流れとしてはまずこちらの窓口のほうにそれを利用したいよという人が来た場合には、案内をして、入れそうな人もしくはちゃんと働きそうな人たちと、確認できたら、こちらを案内して、入って頂くということをしています。入っていただいからはそこで食事と宿泊場所を提供しながら、就職場所を探してもらって、なんと

かお金を貯めて、頑張って自立して頂くというのが大きな流れです。」

つまり、自立支援センター利用者への支援の流れはまず福祉事務所の相談を受け、入所希望者の中、「入れそうな人もしくはちゃんと働きそうな人たち」だと確認した場合、自立支援センターに入所することができるのである。そして、食事と宿泊場所を提供し、就労サポートをし、最終の目的は「自立」するである。そして、プレ調査で横浜における自立支援センターで見学した時も、自立支援センターの中身を見て説明を聞いた。今回のインタビュー調査の結果に加え、自立支援センターは就労自立を中心にする支援施設だと考えられる。

(2) 自立支援センターの退所者に対するアフターフォロー

推進計画には自立支援センターから無断退所の方は3割いることが確認した。無断退所自主退所に対して行政側の対策を訪ねたが、福祉事務所の職員が「センターのほうが悪苦勞している話が聞いています。たとえば、一回目の給料をもらったりとか、2回目の給料をもらったらちょっとお金ができて、しっかりして自立に結びつける例もある。対策としては十分にお話をして、それは自立に結びつかないよという説得することはある。」と答えた。就労自立という目的を達成した人がいるが、無断退所、自主退所の人に対して「説得する」のが対策だと説明した。退所理由を分かっていると対策、改善策を打ち出すのが難しいと考える。一方、自立支援センターに入所し自立できない人は再び路上に戻ることにしか考えられない。これらの自立支援センターの経験者の支援は行政側の力だけだと解決できないため、現場の支援（炊き出し、生活相談など）に力を入れた民間団体の力が必要だと考える。

(3) 生活保護について

NPO団体もやいと新宿ごはんプラスなどの民間団体は生活相談や生活保護申請の同行などの支援を行っている団体が多くいる。行政と民間団体の支援活動のつながりを考察するため、インタビューでは新宿区の生活保護受給者のうち、元ホームレスの人々に関する状況、受給後の生活面での課題やその対応策について訪ねた。

「元ホームレスで生活保護を受給すると、まずは無料低額宿泊所という緊急的な施設に

入ってもらう。」と語っていた。この「無料低額宿泊所」とは「社会福祉法第2条第3項に定める第2種社会福祉事業のうち、その第8号にある「生計困難者のために、無料又は低額な料金で簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他施設を利用させる事業」に基づき、設置される施設です」と定義している（東京都福祉保健局のホームページより）。宿泊所の提供するサービスは宿所の提供のみ、宿所と食事を提供するもの、宿所と食事に加え、入所者への相談対応や就労指導等のサービスを提供するものなどがある。

また、東京都福祉保健局のホームページによる、「運営主体の大部分は、特定非営利活動法人（NPO法人）によるもので、その他に社会福祉法人や財団法人が設置している宿泊所がある。宿泊所はホームレスを含めた生活困窮者に対して、宿所を提供しており、利用者の多くは生活保護を受給している状況である」。行政側の支援の一環としての無料定額宿泊所の運営主体の大部分はNPO法人によるものである。

職員の話によると、

「次の段階でどこ行きますかと聞いた時には、その人の生活状況とか、金銭管理できるのか、あとは健康面はどうか、よくわからない場合は、更生施設に入ります。」

インタビューによると、更生施設の運営主体は民間団体ではなく、社会福祉法人、事業団、特別区人事厚生事務組合などである。そこにはケースワーカー、指導員、看護師、医者、栄養士がいて、入所者が金銭管理、生活面（洗濯ができるかどうか）、健康面など状況を判明することができる。元ホームレスは大体アパートを借りて、地域社会に戻ることが目指しているが、場合によって、老人ホーム、救護施設、グループホームに行く人もいと指摘した。

ここに出てきた課題を尋ねると、「やっぱりホームレスの人で多いのは金銭管理、ギャンブル、アルコール、ずっと何十年もホームレスをやっている人だと、電気代とか払ったことがない人もいるので、社会面ですごく難しい。」という回答だった。ギャンブル、アルコール依存のある人、そして、長期的に路上で生活した人に対して、「社会面」の問題が難しいという指摘だ。つまり、「社会面」の問題が解決しないと地域社会に戻るの難しいと考えられる。

そして、対応策としては、新宿ならでの事業「訪問サポート」が取り上げられた。職員の話によると、ケースワーカー1人あたり80-100ケースくらいを担当し、見きれな

いため、専任の訪問相談員を設置し、ケースワーカーの仕事をサポートする事業を行っている。訪問相談員はアパート訪問に行って、冷蔵庫の中身等生活の詳しいことまで確認する。そして、アパート探しなどアパート入居支援もしている。「訪問サポート」は新宿ならでの事業である。

(4) 入居支援について

アパート入居支援について訪ねた結果、入居の際に緊急連絡先が大きな問題だと指摘した。

「元ホームレスの方だと親族がいないですね。もしくは、親族と連絡は取れない、取りたくない、取ったとしても、「保証人なんかやるか、この野郎」と、そういう人が多いので、緊急連絡先が問題になっています。安いお金で緊急連絡先になってくれるところもあるんですけども、なかなか不動産業者も、そういうところに関する情報がはやいので、そこはだめですよと言われて。親族じゃないとだめですよというところが増えています。」

つまり、緊急連絡先が問題になっている背景は、元ホームレスの人間関係が希薄であることと不動産業者の要求である。一方、保証人は保証会社に頼み、保証金は生活保護から出すという。

(5) 民間支援団体との連携について

民間支援団体との連携の話を知ると、「たとえば、民間団体が「ホームレスがいますよ」と、窓口に連れてきたこともありますし、そういう時は民間支援団体と情報交換しながらやったこともありますね。計画を立てる時は民間の方に来ていただいて、意見を聞くことがやっています。大きな仕組みとして、ボランティアさんに何かをお願いする形にはなっていないですね。」と答えた。要するに、民間支援団体のメンバーが生活保護申請同行に来た場合、情報交換をすることと提言を聞くことが連携だと認識しているが、民間支援団体に事業委託するまでにはなっていないのである。

(6) 相談事業について

訪問サポートのほか、巡回相談事業について話を聞いた。職員の話をもとめると、以下のことが判明した。まず、新宿区は巡回相談を主に2つ行っている。一つ目は、新宿寮（自立支援センター）の巡回チームが一週間一回新宿区内を回って、ホームレスに声かけを行っている。二つ目は、拠点相談事業である。豊富な知識と経験を持つ社会福祉士による相談のほか、心理・借金・アルコール依存等に精通する各分野の専門家に依頼して、それぞれ専門相談を行っている。そして、「福祉事務所にお連れして支援につなげたい」というのは相談事業の目標だと述べていた。

(7) 課題

インタビューの最後には「新宿区はホームレスが集まりやすいところなので、流入防止がまずは大きな課題」と指摘した。また、長期路上生活者には精神的な問題を抱えている人、路上からなかなか離れられない人がいる。それらの人を支援するのも大きな課題で、保健部門、保健所とも連携をしながら、なんらかの福祉施策で対応することができないか考えていると述べていた。

第5章

新宿区における民間支援団体の活動

第5章 新宿区における民間支援団体の活動

本章では、もやいと新宿ご飯プラスによるホームレス支援活動を中心に行った参与観察とインタビュー調査の結果を分析した。もやいと新宿ご飯プラスの事業内容、支援対象などを明らかにし、もやいが他の民間支援団体と協力を行っていること、他団体にスキルと経験などを提供、共有していることを確認した。行政と民間支援団体のそれぞれで行われている活動の相違点やホームレス支援の場でのそれぞれの役割や課題などを明らかにした。

5.1 東京都における民間支援団体の取り組み

まず、東京都内の民間支援団体の活動を考察した。

「NPO 法人ビッグイシュー基金」が編集した「路上脱出ガイド」には、東京23区内で実施されている支援内容や情報が掲載されている。その中、都内で活動しているいくつかの民間団体の情報も載せている。

表5-1 東京都区部の東側にある団体（出典：2015年8月 路上脱出ガイド）


















団体名	主な活動	所在地・活動エリア
 てのはし	炊き出し、医療・生活相談、はり・きゅう・マッサージ、衣類・ドリンク配布、お茶会、おにぎり配布、夜回り	東池袋中央公園、池袋駅前公園
 のじれん	炊き出し、夜回りパトロール、生活・福祉相談	渋谷美竹公園
 四ツ谷おにぎり仲間	訪問活動（おにぎりの配布）、福祉行動	東京駅丸の内北口周辺
 新宿ごはんプラス	お弁当の提供、生活・医療相談	新宿都庁下
 自立生活サポートセンター・もやい	入居支援事業、生活相談・支援事業、交流事業	新宿区
 スープの会	路上訪問、フリーダイヤル電話相談、地域生活支援ホーム	新宿西口地下「新宿の眼」前
コミュニティホーム べてぶくろ	グループホーム事業、当事者研究、食事会	池袋周辺
 ホームレス総合相談ネットワーク	路上相談会、アウトリーチ相談会、書籍の無償頒布	※電話相談
 ビッグイシュー基金	ホームレスサッカー、ホームレスダンス、交流サロン	新宿区

表5-2 東京都区部の西側にある団体（出典：2015年8月 路上脱出ガイド）

団体名	主な活動	所在地・活動エリア
 山谷争議団	炊き出し	隅田公園山谷堀広場 (雨天は桜橋高速下)
 山谷夜回りの会	おにぎりと衣類・日用品の配布	いろは商店街
  山友会	アウトリーチ・炊き出し、クリニック、生活相談	台東区山谷地域
 セカンド・ハーベスト・ジャパン	個人向けおよび支援団体への食品提供	上野公園、隅田川白髭橋・墨田区側
 ひとさじの会	夏祭り慰霊祭、追悼法要などでの読経および葬送支援、おにぎりと医療品の配布	浅草の商店街、いろは商店街、隅田川沿い等
 ほしのいえ	夜回り、炊き出し	台東区山谷周辺
 足立野宿者支援の会 さくら	パトロール、医療相談、福祉行動、ノンアルコールの推進	荒川千住新橋付近
自立支援センター・ふるさとの会	宿泊所・自立援助ホーム事業、就労支援事業、地域生活支援事業	台東区日本堤
 隅田川医療相談会	医療相談会、交流事業	隅田公園山谷堀広場、あうん自由ひろば

東京都内の民間支援団体は主に現場支援（炊き出し、路上訪問、相談会など）を中心にして、路上で生活している人を主な支援対象としている団体が多い。

5-2 NPO 法人もやいの支援活動

5-2-1 組織概要

- ・正式名称：特定非営利活動法人自立生活サポートセンター・もやい

- ・沿革

2001年5月「もやい結びの会」設立集会・任意団体「もやい」設立

2001年11月「もやいニュース」第1号発行（現「おもやい通信」、年4回発行）

2003年4月法人格取得「特定非営利活動法人自立生活サポートセンター・もやい」設立

2004年6月「サロン・ド・カフェ こもれび」開始

2006年9月「グリーンネックレス」開始

2006年 12月 5周年記念文集「日日是好日」発刊（廃版）

2007年 1月「こもれびコーヒー」発売開始

2007年 9月「Drop-in こもれび」開始

2012年 3月自立生活サポートセンターもやい編「貧困待ったなし！ とっちらかりの10年間」（岩波書店発刊）

2014年 3月「Drop-in こもれび」終了

2014年 4月「ランタンベアラこもれび」開始

2014年 9月認定特定非営利活動法人として東京都より認定される

5-2-2 事業内容

（1）. 入居支援事業

ホームレス状態にある人がアパートでの生活を始めるために、賃貸契約時の連帯保証人や緊急連絡先の引き受けを行っている。アパート入居後、郵便による安否確認（年4回）、必要に応じて訪問活動を行っている。累計で約2350世帯。

（2）. 生活相談・支援事業

入居後のよろず相談をうけていたが、最近では入居支援事業利用者以外の外部からの相談が増加している。生活保護申請同行の件数が急増している。

「もやい生活相談データ分析報告書 簡易版（前編）」（2014）によると、「過去に生活保護など公的支援を受けていたことがあるが、相談時点で継続していない人 34.2%である。生活保護が継続しなかった理由で最も多いのは「失踪・辞退」であり、またもやいの相談に来る人は、公的支援につながっていない、もしくはつながっても上手くいかないことが多くみられる。これらを通じて、かつて公的支援を受けたことがある人もやいの相談に来ていること、もやいの相談事業は公的支援につながっていない人、つながっても上手くいかない人にも支援していることがわかった。

（3）. 交流事業

①サロン・ド・カフェこもれび：月3回程度、もやい結びの会のメンバーやボランテ

ィアスタッフが中心になって、週替わりランチ・おやつ、飲み物を提供する。

②女性の居場所「グリーンネックレス」

③ランタンベアラこもれび：主に 20 代から 30 代の若者を対象とし、月 2 回程度、集まったメンバーに食事を出し、思い思いに過ごせる場を提供すると共に、メンバーの興味関心と社会のニーズをマッチングさせ、彼らが積極的に社会参加できる機会と知識を集約していく場を運営している。

こもれびコーヒー：元ホームレスの人たちの居場所づくり、仕事づくりの一環としてコーヒーの製造、販売をしている。

(4). 広報・啓発事業

公的機関への提言、情報発信、講演

5-2-3 もやい支援事業の分類

もやいの事業内容や開催日時などを整理し、表にした。

月	火	水	木	金	土
入居支援(訪問)	生活相談 入居支援相談	生活保護同行支援	入居支援(訪問)	入居支援(訪問)	サロン (月に1回程休み)
もやいが連帯保証人を引き受けている方への訪問	10:30-18:00 場所:こもれび荘、アゼリア 生活にお困りの方の面談での相談。40人前後来所。 10:30-朝ミーティング 18:00-火曜面談ミーティング	10:30- 場所:アゼリア⇒各地 火曜日の相談を受けて、必要な方に生活保護申請の同行サポート	もやいが連帯保証人を引き受けている方への訪問	もやいが連帯保証人を引き受けている方への訪問	11:00-17:00 場所:こもれび荘 誰でも参加可能なサロン。350円のランチを始め、映画の上映や鍼灸等あり。
	電話相談	入居支援(訪問)	グリーンネックレス (月に2回)	電話相談	
	12:00-18:00 場所:こもれび荘 もやいの電話相談。生活にお困りの全国の方から1日20件-30件の相談。	もやいが連帯保証人を引き受けている方への訪問	場所:こもれび荘 女性の居場所作りの活動。みんなでご飯を作ったり、わいわい楽しく。	11:00-17:00 場所:こもれび荘 もやいの電話相談。生活にお困りの全国の方から1日20件-30件の相談。	
		コーヒー焙煎・染め			
		午前中 場所:こもれび荘 元路上生活されていた方などを中心に同時ブランドのコーヒー焙煎・染物			

図 5-3 もやい支援事業の週間スケジュール

注：空欄のところに内部研修や会議などは定期的には開催しているが、研究のメインではないためここには示していない。

もやい支援事業の週間スケジュールから見れば、もやいの支援は様々な対象者のニーズに応じて、各種類の事業をしていることがわかった。そのため、支援対象者をわけることにより、もやいの支援事業を再整理する（図 5-4）。

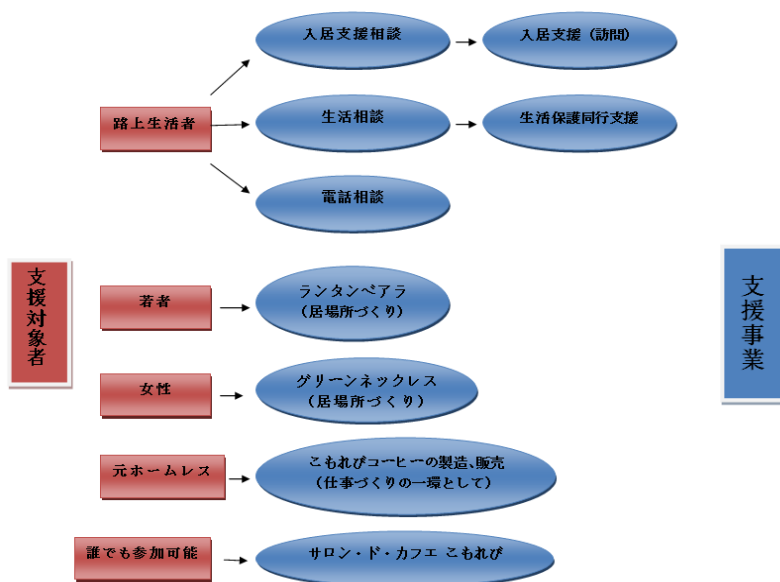


図 5-4 もやい支援事業の分類

この分類図から見ると、もやい支援事業の対象者はホームレスだけではなく、元ホームレスや若者や女性など生活に困っている人となっていることがわかる。これはもやいの活動の特徴の一つだと思われる。

5-3 交流サロン「こもれば荘」への調査

こもればカフェはもやい事務所の近くに位置する。印刷工場の一部から建て替え、こもればカフェになった。営業日は土曜日だけ。禁煙室と喫煙室の二つの空間に完全に分かれている。喫煙室には丸型のテーブルが二つあり、壁に生活保護に関する記事やイベントの写真などが貼ってある。奥の本棚には生活保護に関する本がある。隣のテーブルには男性3人が座って話をしていて、参加者の大半はほぼ常連らしい。

ドリンクは全部100円で、2杯目は50円になる。ランチは350円で、注文すると「サンキュー券」が一枚もらえる。それを使うと次回に無料でランチを食べられる。

スタッフが「サンキュー券がほしい人？」と聞いたら、男性は喜んで受け取っていたが、これはその男性の自尊心を守るために柔軟な対応だと思った。

5-4 もやいへのインタビュー

実施日程：2016年7月29日（金）11時—12時20分

調査対象：もやい理事長 Oさん

実施場所：もやい事務所

Oさんへのインタビュー内容は以下のようにまとめた。

1 連帯保証人事業

(1) 社会背景

もやいは2001年に設立された。その背景は以下のとおりである。

1990年代バブル崩壊後に、日雇いで働いている人たちは仕事がなくなり、大勢の人がホームレスになった。1990年代に駅や公園などでホームレスの人が急増していた。その中で、東京都のホームレス事業が始まり、自立支援センターが設立された。事業の内容としては、ホームレスの人に無料でシェルター、食事、就職サポート、アパート入居サポートなどの提供がある。多くの人々が仕事を見つけ、ホームレスを脱し、アパートに住むようになった。

しかし、そこで起きた問題はアパートに入る際、保証人がいないということである。この時期は保証人会社がなかった。ホームレスには家族との関係が切れている人や家族がいない人が大勢いる。

そこで、各地の支援団体のメンバーが相談をし、もやいが保証人を引き受ける事業を始めた。

(2) 利用者

ホームレス、DV 被害者、虐待を受ける人、児童養護施設出身、外国人労働者など、広い意味での家族との人間関係のつながりが切れている、もしくは人間関係のつながりが非常に弱い人たち

(3) 利用条件

・対象者：安定した住居を持たない人（アパートを移る時は利用不可）

・保証料：8000円（2年間）

「もやい結び」という当事者の会の会員になる

(4) 実績

緊急連絡先の引き受け：約400世帯

連帯保証人の引き受け：約2400世帯（有効：約900世帯）

（その中、滞納、死亡など保証人の責任として対応が必要なのは年間約50件）

課題は、大家さんや管理会社の連絡が遅れた場合、迅速な対応ができない。

2、生活相談事業について

(1) 利用者

ホームレスの相談は2割、8割は生活保護を利用している人や生活困窮者。

(2) 実績

年間約4000人

(3) 相談に来るきっかけ

①口コミ

②公的機関の紹介

使える制度の要件にあてはまらない時

③他の支援団体の紹介

多くの団体が専門分野に特化され、生活困窮者の相談がわからない

④インターネットとメディア

20代から30代の相談者は全体の3割。その層はインターネット、メディアなど、もやいの発信を見て、来る人もいる。

(4) もやいの特徴の一つ：生活困窮者を対象にしている

他の団体：特定の人々の相談を受ける

もやい：相談に来る人の特徴がない、広い意味での生活困窮者

3、生活保護申請の同行について

1990年代の頃、「働ける年齢層は生活保護を利用できないという暗黙のルールがあり、65才を超えないと生活保護制度が利用できない」と誰もが思っていた。要因としては、1990年代頃に景気がよかったので、働ける人なら仕事が見つかるという考えがあった。

一方、それがその全国的な問題になったのはバブル崩壊以降に急速に日本の景気が悪くなり、失業者が増えたことによる。特に末端の労働、社会の末端で働いていた人が失業しホームレスが増えてきた。その頃にいわゆる「水際作戦問題」が表面化してきた。

「水際作戦は減ってきているが、まだある」とOさんは指摘した。「水際作戦問題」については第4章の新宿福祉事務所での相談件数のデータを再び取り上げ、考察した。

表 5-1 相談件数（出典：ホームレスの自立支援等に関する推進計画第3期 p 20）

相談種別	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活保護	556	445	350	381	323	218
病気	1,895	1,563	1,487	1,554	1,044	1,062
※自立支援センター	896	494	429	358	288	220
年金	173	105	116	90	55	66
借金	112	67	37	46	25	13
法律	81	37	27	43	26	31
就労	2,358	1,163	1,432	1,230	896	628
住宅	101	58	79	42	42	25
その他(衣類・シャワー等)	8,725	6,788	6,228	5,398	3,761	3,161
延べ相談者数(注)	10,191	7,674	6,646	5,727	3,971	3,235
1件当たりの相談時間	26.0分	29.2分	32.6分	36.7分	36.8分	40.4分
病院等への同行(回)	198回	214回	206回	196回	78回	71回
巡回相談(回)	19回	27回	18回	38回	181回	121回

(注) 一人が複数の相談を受けているため、延べ相談者数は縦列の合計数と一致しない。

※自立支援センター：都区共同による自立支援センターの入所等に関する相談

5-1 から、平成 26 年度の一例だけを見ると、「病気」についての相談件数は 1,062 件、「その他（衣類、シャワー等）」についての相談件数は 3,235 件、それと比べ、「生活保護」についての相談件数 218 件であり、全体の 1 割未満である。それで、相談に来ている人の中に制度につながる人の割合は低いことがわかった。「ふとんで年越しプロジェクト報告書 2015 年」では、制度を利用できる可能性がある人が窓口を訪れても支援につながるできない状況を「水際作戦」と指摘している。窓口での相談対応に問題がある可能性がある、また、相談者の抱える困難に既存の福祉行政が対応できていないという問題をその報告書は指摘している。

「もやい生活相談データ分析報告書 簡易版（前編）」（2014）によると、もやいに相談に来る前に福祉事務所に相談に行った人は 3 割程度いるが、そのうち 7 割以上が制度利用に至らなかった。問題のある相談対応の原因は「相談員の資質の問題」でありそうした相談員は「福祉の専門家ではない」と 0さんは指摘した。

4、もやいの特徴：中核的な存在

もやいは日本社会の貧困を解決することを目的にして、自分たちのスキル、経験を他の団体と共有することも行う中核的な存在である。民間だけでは解決できない部分もあるが、もやいは活動範囲を限定せず、各地の支援団体と協力し、共通の問題を解決していくため、政府への提言も行っている。

5-5 新宿ごはんプラスの支援活動

5-5-1 事業内容

新宿ごはんプラスは、ホームレス状態や生活困窮状態にある人びとを支えるために、東京都内の各団体・個人が連携し、「路上の視点から貧困問題を解決する」ことを目指している民間団体である。毎月 2 回、新宿の路上での食事の提供と、暮らし・健康の相談会をおこなうほか、貧困・ホームレス問題の啓発活動に取り組んでいる。

- ・無料の食事提供&ワンストップ相談会

「家がない」「食べるものがない」「病院に行けない」など、生活に困っている人を対象に、無料の食事提供と、暮らしや健康のワンストップ相談会を行う。

【日時】第1・第3土曜日の14時より

【場所】新宿都庁下（都営大江戸線「都庁前」駅 E1 出口を地上に出てすぐ）

※ワンストップ相談

多分野の専門性を持つ団体・個人が連携しながら、ひとり一人のニーズに合わせた相談支援、医療相談を行う。

・アドボカシー

国や行政に対して、ホームレス支援・生活困窮者支援のモデルを提言する。また、企業や団体、学校、自治体等を対象とした講座や研修などを実施し、貧困やホームレス問題について検討する。

5-5-2 参与観察の報告

2015年10月から新宿ごはんプラスの活動を通して（10月3日、17日、11月7日、1月16日、2月20日の5回のみ）。参与観察により、表5-1のデータが手に入った。これらのデータからみれば、毎回配食の数は約110-120食である。炊き出しを受け取った人の数は配食数のやや6割で、つまり、2食分を受け取った人が多い。そのうち、相談につながった人の数は毎回10人くらいである。また、ボランティア参加者の人は毎回あまり変わらない。そのうち、もやいと関わっている人も3、4人いる。

表 5-2 新宿ごはんプラス相談会の人数報告（2015年10月から）

	10月3日	10月17日	11月7日	1月16日	2月20日
ご飯を受け取った人	82名	68名	85名	80名	52名
相談につながった人	8名	7名	12名	13名	8名
ボランティア参加者	15名	13名	12名	14名	12名

注：新宿ごはんプラスの活動に筆者が参加した回のみデータである（すべてのデータではない）。

夜回り

日時：2016年11月30日 21時～22時

場所：新宿中央公園周辺から新宿駅まで

参加人数：5人（男性2名、女性3名）

作業：土曜日が開催する相談会の知らせが書いているチラシを配る

路上に寝ている人を見かけたら、その荷物の上にチラシを挟む。起きている人に直接にチラシを渡し、内容を説明し、「来て下さい」と一言声をかける。声をかけられることを嫌がる人がいるが、大体の人が「ありがとう」と言い、受けとっていた。チラシを受けとって相談に来ないかもしれないが、ホームレスの多くは民間団体の支援に抵抗がない人が多いのではないかと推測した。

その日は128枚分のチラシを配った。

5-5-3 インタビュー調査のまとめ

日時：2016年11月30日 19時30分～20時30分

対象者：新宿ごはんプラスのボランティアMさん（もやい理事でもある）

1、新宿ごはんプラス結成の経緯

新宿ごはんプラスは2014年8月から活動をしており、いろいろな団体の協力によって成り立っている。新宿ごはんプラスが活動し始めたきっかけは「新宿連絡会」が炊き出しをやめたことである。新宿連絡会は2014年3月末まで、毎週日曜日に新宿中央公園で炊き出しをやっていた。炊き出しがなくなった後、食事、医療ニーズ、福祉制度を必要とする人が少なからずいた。そこで、新宿ごはんプラスは2014年8月から相談会、弁当を配布する活動を始めた。

新宿ごはんプラスの活動は生活相談、医療相談、配食の三つに分けられている。そして、それぞれの活動は複数の協力団体がサポートしている。生活相談はもやいのボランティアが担当し、医療相談は世界の医療団と東京民医連のボランティア医者、看護師が担当している。弁当はセカンドハンドが担当し、パルシステム連合が弁当の運搬を担当している。また、相談会で、もしその日にシェルターに入所希望する人がいれば、つくり東京ファンドのシェルターに案内することも行っている。

2、 活動メンバーと相談データ

新宿ごはんプラス全員の合計は113人で、これはボランティアセミナーを受けたことある人と最初からいるメンバーの合計である。そのうち、定期的に活動に参加している人は65人である。毎回相談活動に参加している人は平均15、16人である。

また、年間活動データは以下のように整理した。

表 5-3 新宿ごはんプラス相談会の人数報告（2014年-2016年）

	2014年(8月から)	2015年	2016年(11月末まで)
ご飯を受け取った人	364名	1031名	85名
相談につながった人	73名	143名	12名
年間開催数	7回	21回	12名

3、 活動経費

新宿ごはんプラスの収入が少なく、最初の1年は30万円でやったと語っていた。活動でかかる経費の大部分は協力団体の自払いでカバーしている。相談会に必要なしている機材、机や血圧測定器や簡単な医薬品といったものは新宿ごはんプラスが寄付で出している。

4、 もやいとの関係

「もやいは毎週火曜と金曜、電話相談と面談がやっているんですけども、そちらに関わっている人がごはんプラスの活動にも相談乗ったりとか」とMさんは語っていた。参与観察している時にも気づいたが、もやいと新宿ごはんプラスの活動に両方とも関わっている人がいる。

また、Mさんは、新宿ごはんプラスは「実験的なプロジェクト」だと指摘した。もやいはNPO法人なので、「団体が法人となれば、法的・社会的な位置づけが明確になり、代表者個人でなく団体として契約ができ、委託の主体となることもできて、対外的な信用はつくりやすくなる。その反面、規則に従った届け出や報告の手間と法人としての税

務が生じるというルールがある⁷。一方、新宿プラスは法人ではなく、ニーズに応じて何かやりたい場合はすぐにやれるというプラットフォームの場でもある。Mさんによる「もやいはもやいで活動をしながらか、ごはんプラスは今までの枠組ではできないことにチャレンジする」という。

5-5-4 考察

新宿ごはんプラスの支援活動は「配食」と「相談」の二つがある。そのうち、「配食」は単に飢えを逃がれるための食事を提供するだけの場ではない。その場で医療相談、生活相談を受けたり、もしくはもやいの相談、生活同行支援につながったり、最終的にホームレス生活から脱出する可能性もある。要するに、炊き出しや配食の場で支援情報にアクセスして自力でホームレス生活を脱したり、医療相談、生活相談を通じて公的支援につながるなど、ホームレス生活からの脱出の入口としての役割を担うことが重要だと考える。

5-5-5 ふとんで年越しプロジェクト

もやいと新宿ごはんプラスが関わっている「ふとんで年越しプロジェクト」について説明する。

毎年、年末年始は閉庁期間で公的機関が休みに入るため、期間中は生活に困っても必要な社会保障制度を申請、新規に利用することが難しくなってしまう。それを受けて、例えば都内では、新宿・渋谷・池袋・山谷地域など各地で「越年・越冬」と呼ばれる、炊き出し(共同炊事)や夜回り、医療相談や生活相談などの民間の支援団体による活動がおこなわれる。

2013年～2014年の年末年始から、都内各地の支援団体の協力により「ふとんで年越しプロジェクト」を結成し、2013年～2014年の年末年始は約20名に緊急シェルターの提供や医療福祉支援を2014年～2015年末年始には約30名に支援を提供した。

本来であれば、公的な支援を年末年始も途切らせないことが必要だと民間支援団体は考えているが、この3年間、厚労省をはじめ関係機関に要望を重ねてきたが十分な成果

⁷日本NPOセンター <http://www.jnpoc.ne.jp/> 最後閲覧日：2017年1月18日

を得ることはできなかったと言及した。報告書によると、厚生労働省は検討、交渉及び報告の記者会見を行った。民間支援団体による行政への提言に関連して、私は行政と民間支援団体の協働が必要ではないかと考える。

第6章

まとめ

第6章 まとめ

6-1 各章のまとめ

1、第3章

ホームレス支援策に基づく行政の取り組みを明らかにした。まず、全国のホームレスの現状と国の支援政策について調べた。特に、東京都の取り組みを取り上げ、「路上生活者対策事業」と自立支援システムの内容を考察した。行政側の支援策では、特定の対象者に対して、其々の対策があり、地域生活に戻ることが最終の目的である。

2、第4章

新宿区におけるホームレスの現状：新宿区のホームレス数は、2015年8月の調査では99人となり、東京23区で3番目となっている。

そして、就労自立を中心にする支援施設である自立支援センターの支援の流れを考察した。新宿区生活福祉課の職員へのインタビュー調査の結果を踏まえ、既存の支援システムの課題と対応策について考察した。

①無断退所、自主退所の人のアフターフォロー

対応策：説得

自立支援センターにすでに入所した経験を持つ人々への支援は行政側だけだと解決できないため、現場の支援（炊き出し、生活相談など）に力を入れた民間団体の力が必要だと考える。

②ホームレスの「社会面」の問題

対応策：新宿ならではの事業「訪問サポート」

③元ホームレスはアパート入居の際に緊急連絡先になってくれる人がいない

そして、民間支援団体との連携について確認した結果、民間支援団体のメンバーが生活保護申請同行に来た場合、情報交換をすることと提言を聞くことが連携だと認識しているが、民間支援団体に事業委託するまでにはなっていない。

3、第5章

東京都内の民間支援団体は主に現場支援（炊き出し、路上訪問、相談会など）を中心に、路上で生活している人を主な支援対象としている。そのうち、

①もやい

NPO 法人もやいの事業は入居支援事業、生活相談・支援事業、交流事業の三つを中心に行っている。インタビュー調査によると、もやいの支援事業は行政の支援策に関わっていることがわかった。ホームレスに対するは福祉事務所の窓口の対応に問題がある可能性があるため、もやいは生活保護申請の同行支援が行っている。

②新宿ごはんプラス

新宿ごはんプラスの支援活動は「配食」と「相談」の二つがある。炊き出しや配食の場で支援情報にアクセスして自力でホームレス生活を脱したり、医療相談、生活相談を通じて公的支援につながるなど、ホームレスの生活から脱出する入口としての役割が重要だと考える。一方、インタビューで活動費用について尋ね、民間支援団体が行われる支援活動は限られていることを確認した。

③ふとんで年越しプロジェクト

年末年始の閉庁期間中に社会保障制度の窓口が閉鎖され利用することができないため、民間支援団体は炊き出し(共同炊事)や夜回り、医療相談や生活相談などの活動を行っている。

6-2 結論

ホームレス問題に対して、行政側には自立支援システム、生活保護など様々な取り組みを行っている。しかし、ホームレスのなかには様々な問題を抱えている人がおり、行

政の取り組みだけでは対応が難しいケースもある。

①自立支援センターでは就労支援を中心に利用者を地域生活に戻すことが目的である。インタビューを通して、自立支援センターを無断退所した人に対する行政側の対応は不十分ではないかと考えた。それらの人も含め、民間支援団体は路上での支援を行い、ホームレスの生活をサポートしている。

②年末年始は公的機関が休みに入るため、期間中は生活に困っても必要な制度を申請、新規利用することが難しくなる。そのため、都内の各地で炊き出しや夜回り、医療相談や生活相談などの民間の支援団体による活動がおこなわれる。しかし、民間支援団体による年末年始の活動では食事の提供、相談、シェルターなど一時的な支援しか提供できない。したがって、民間支援団体は行政の関係機関に要望書を出し、国が主導して支援体制の整備などを行うことを求めている。

③民間支援団体は現場の支援に特に力を入れて、ホームレスの生活を支えている。しかし、民間支援団体が提供できるサポートは限られているため、生活保護申請同行などホームレスが既存の制度を活用できるような支援事業を主に行っている。インタビューの結果から見ると、生活保護申請同行申請の場などで行政と民間は情報交換し、必要に応じて協力していると考えられる。

本研究では、行政、民間支援団体の取り組みを考察したが、両者の協働に該当するものは見当たらなかった

ホームレス問題では行政による支援施策があるが、ホームレス一人一人の個別的なニーズに対応して支援を行うためには柔軟性のある対策が必要である。たとえば、住まいの提供、医療相談、食事提供、生活用品の提供など、ホームレスの生活を支え、誰でも利用できる対策である。

ホームレス課題解決に向けて、行政単独では解決できない問題、民間支援団体だけでは解決できない問題を明らかにした。行政、民間支援団体は相互にお互いの不足を補い

合い、ともに協力して課題解決に向けた取り組みをすることが必要だと考えられる。

6-3 今後の展開

本研究では、ホームレス支援における行政と民間支援団体の取り組みを考察し、協働に関わる部分に着目した。今後は本研究より詳しい調査を行うことで、どういう協働が良いのかを明らかにすることが望まれる。また、全国の民間支援団体の中の連携を考察することも重要だと考える。

謝辞

本修士論文は、筆者が首都大学東京大学院 都市環境科学研究科 都市システム科学域博士前期課程在学中に山本研究室において行った研究をまとめたものです。本研究に関して終始ご指導ご鞭撻を頂きました山本薫子先生に心より感謝致します。また、本論文をご精読頂き有用なコメントを頂きました杉原陽子先生、長野基先生に深謝致します。

また、インタビュー調査に協力してくれた新宿区区役所の職員の方々、もやいと新宿ごはんプラスのスタッフの皆様に心より感謝しております。

最後になりますが、最後まで一緒に頑張ってきた研究室の同期の皆様、ありがとうございました。

参考文献

第1章

- 1、厚生労働省，2015，「生活困窮者自立支援法」
- 2、渡辺芳，2010，『自立の呪縛—ホームレス支援の社会学』，新泉社
- 3、厚生労働省，2010，「厚生労働白書」
- 4、厚生労働省，1999，「ホームレス問題に対する当面の対応策について」
- 5、厚生労働省，2002，「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」
- 6、稲葉剛，2009，『ハウジングプア 「住まいの貧困」と向き合う』，山吹書店
- 7、山北輝裕，2014，『路の上の仲間たち—野宿者支援・運動の社会誌』，ハーベスト社
- 8、厚生労働省，2013，「路上生活者概数調査」
- 9、厚生労働省，2015，「路上生活者概数調査」
- 10、厚生労働省，2012，「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」
- 11、田中聡子，2011，「生活困窮者に対する地域生活支援——NPO活動の意義と課題」，『ホームレスと社会vol4』，70-76
- 12、山崎克明，奥田知志，稲月正，藤村修，森松長生，2006，『ホームレス自立支援——NPO・市民・行政協働による「ホームレスの回復」』，明石書店
- 13、荒木昭次郎，2012，『協働型自治行政の理念と実際』，敬文堂
- 14、沖野充彦，2012，「ホームレス自立支援法の10年とこれからの課題」『ホームレスと社会』5(-)，53-62

第2章

- 1、新宿区ホームページ
https://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/index02_101.html（最終閲覧日：2016年12月18日）
- 2、稲葉剛，2009，『ハウジングプア 「住まいの貧困」と向き合う』，山吹書店
- 3、新宿区福祉部-生活福祉課・保護担当課，2014，「新宿区第Ⅲ期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」

第3章

- 1、東京都,2014,「ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画（第3次）」
- 2、厚生労働省 ,2015,「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）」
- 3、ビッグイシュー基金, 2015,「路上脱出ガイド 東京23区編」, 路上脱出ガイド（東京23区編）作成委員会
- 4、「のじれん」ホームページ

nojiren.wixsite.com/index（最終閲覧日：2016年12月18日）

- 5、NPO団体「てのはし」ホームページ

<http://tenohasi.org>（最終閲覧日：2016年12月18日）

第4章

- 1、新宿区福祉部-生活福祉課・保護担当課,2016,「新宿区第3期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」
- 2、新宿区福祉部-生活福祉課・保護担当課,2010,「新宿区第2期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」
- 3、新宿区福祉部-生活福祉課・保護担当課,2006,「新宿区第1期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」
- 4、厚生労働省,2004-2015,「路上生活者概数調査」
- 5、厚生労働省 ,2015,「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）」
- 6、厚生労働省 ,2007,「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）」

第5章

- 1、「ふとんで年越しプロジェクト報告書」2015年
- 2、NPO法人もやい, 2014,「もやい生活相談データ分析報告書 簡易版（前編）」
- 3、もやいホームページ

<http://www.npomoyai.or.jp/>（最終閲覧日：2017年1月9日）

- 4、新宿ごはんプラスホームページ

<http://gohanplus.org/>（最終閲覧日：2017年1月9日）